

第1条(規定事項)

本運営規定は所在地を東京都狛江市岩戸南2-2-3とする医療法人社団豊徳会介護医療院 東京多摩病院が、介護医療院として指定を受けた療養棟の3療養棟の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定めたものです。

第2条(事業の目的)

当医療院は療養と介護を必要とする要介護者(以下「利用者」略称します)に対し、介護保険法に則り、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とします。

第3条(運営の方針)

- ①療養棟の職員は、長期にわたり療養を必要とする患者さんに対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、病棟サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び必要な医療を行います。
- ②当医療院と療養棟の運営にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との連携に努めるとともに、狛江市、その他の近隣地方自治体とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第4条(職員の職種、員数、職務)

当医療院に勤務する専門職の職種、員数、職務は次のとおりです。

- ①院長 院長は当院全体の管理運営を統括するとともに、医師として患者さんの診療を兼務します。
- ②医師 常勤3名(院長含む)以上。医師は患者さんの病状に応じて適切な診療を行い、専門 職の管理と指導を行います。
- ③看護職員 常勤 23名以上
- ④介護職員 常勤 28名以上
看護職員及び介護職員は患者の病状、心身の状況に応じ、看護及び介護を行います。
- ⑤リハビリ職員 常勤 1名以上
- ⑥薬剤師 常勤 1名以上
- ⑦管理栄養士 常勤 1名以上
- ⑧レントゲン技師 常勤 1名以上
- ⑨介護支援専門員 常勤 2名以上(資格を持つ看護・介護職員が兼務)

第5条(利用者の定員)

療養棟の利用者の定員は136名とします。

第6条(利用者への指定介護医療院サービスの内容)

- ①利用者に提供する主たるサービスは、介護医療院とします。
- ②災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えて入院させることはできません。
- ③利用者の使用する設備、器具、食器及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、医療用品等の適正な管理を行います。
- ④利用者・その家族に対しては懇切丁寧を旨とするとともに、療養・介護上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- ⑤診療に当っては、療養上適切な処置を行います。看護、介護については、適切な技術により行い、安全、安心に努めます。
- ⑥利用者の身体的拘束、その他の行動制限は、当該患者さんの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず行うとき以外に行いません。

第7条(介護サービスと保険内自己負担)

保険給付される介護サービスは①施設サービス費、②栄養管理サービス費③特定診療費等の個別サービス費があります。これら保険給付サービスの利用者の自己負担額は、給付額の1割、2割又は3割です。

第8条(保険外サービスとその利用料)

当医療院が提供する介護サービスのうち以下の2通りのものは、自己負担となります。

これらサービスに係わる費用の徴収に際しては、利用者・ご家族に対し、予め当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとします。

(1)利用者・ご家族に自己負担していただくもの

- ①居住費 従来型個室(1,650円/日)、多床室(370円/日)
- ②食費 1,800円/日

※市町村民税非課税者等の負担限度額と市区町村の補助給付制度

下表のとおり、負担限度額があり、基準額との差額が補助されます。(金額:円/日)

費 目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多 床 室	0円	370円	370円	370円	370円
	従来型個室	490円	490円	1310円	1310円	1650円
食 費		300円	390円	650円	1360円	1800円

(2)利用者・ご家族の申込により、利用料金が自己負担となるサービスです。

- ①差額ベッド料(上記の居住費に追加される特別の室料)
- ②テレビ等の電力使用分、その他臨時に注文される飲食物

(3)その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者・ご家族に説明し、同意を得ることとします。

※上記の内容、利用料金等は別紙「介護保険内外サービスと料金」に記載しています。

第9条(院外医療)

当医療院の医師等の日常的な医療・看護では対応できない医療は、他の専門医療機関に依頼し、医療保険により治療をお受けいただき、別途自己負担をしていただくこととします。

第10条(非常災害対策)

当医療院は別途作成した「当医療院 消防・防災計画」に基づき、災害の発生を未然に防止することを徹底致します。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知し避難、救出等の訓練を行います。地域住民との連携を図り、訓練の実施の際は地域住民の参加が得られるよう努めます。

第11条(衛生管理対策)

- ①医療院内感染の未然防止に適宜対策を講じます。
- ②職員には手洗、うがい、消毒等を励行させると共に、健康診断、研修等で衛生保持対策に努めます。

第12条(虐待防止対策)

利用者の人権擁護、虐待防止等のための委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知させます。虐待防止の指針を整備し、職員に対して定期的に研修を実施します。虐待防止対策を適切に実施するための担当者を置きます。

第13条(相談、苦情受け付け)

当医療院は利用者からの入院、退院の相談、当院への苦情を事務部、看護部を窓口として受け付けます。回答や対応に充分なご納得、了承が得られるよう努めます。

第14条(当院施設の利用にあたっての留意事項)

医療・介護サービスのより詳細な説明と留意事項は、患者さんの入院時に提示する介護療養型医療施設サービス重要事項説明書に記載されています。

第15条(その他の運営事項)

当医療院は利用者の精神的慰労を図るため、定期的にリクレーション行事を催します。職員その他、外部ボランティア等の来院を求めて、その演芸等の披露を依頼し、又地元住民の祝祭日催事の神輿行列等の来院を歓迎し、利用者とは住民の交流を深めます。

